

## 第2節 事業別配慮指針

美しい海と緑に囲まれた長崎県において、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいくためには、開発にあたっては、地域の環境特性を踏まえ、環境への影響を最小限にとどめるよう適切な環境配慮を行う必要があります。

この節では、環境に影響を及ぼすおそれのある国、民間の事業を含めた開発事業について、構想段階から供用段階に至るまでの各段階別に、また類型化した事業別に環境に配慮すべき基本的な事項を示します。

### 1 原則的配慮事項

事業の段階に応じて、次のような配慮を行うものとします。

開発事業の段階	配慮事項
構想段階	地域の環境条件を考慮し、環境への影響が少ない立地の選定や構想策定を行うこと。 特に自然環境への影響は、一旦失われると復元することは極めて困難であり、仮に復元が可能なものであっても、長い年月と莫大な費用を必要とすることが多いため、保全すべき地域への立地は避けること。 土地利用計画、都市計画および関連計画との調整、整合を図ること。 事業計画等に当たり、地域住民や専門家の意見の反映に努めること。
計画段階	計画地域の環境条件を踏まえた計画を策定すること。 計画の早い段階から事業が周辺環境に与える影響を事前に調査し、必要な保全対策を講ずることにより環境への影響を回避、低減し、地域環境と調和した事業計画とすること。 既に環境が良好でない場合には、地域の環境の改善に貢献するよう努めること。 環境への影響が避け難い場合には、損った環境の復元・再生、同等の価値又は機能を持った環境の創出等の代償措置を検討すること。
実施段階	計画段階で検討した環境配慮事項を適切に実行し、工法上の工夫、低公害型の工事機械の使用、工事従事者の教育等、工事実施にあたり細心の注意を払うことにより、工事による周辺環境への影響を最小化すること。
供用段階	日常の事業活動や施設等の管理において、周辺環境への適切な配慮を行うとともに、環境影響のモニタリングや周辺住民への情報提供を行うこと。

## 2 共通配慮事項

区 分	配 慮 事 項
地球環境保全をめ ざす社会の実現	<p>事業の計画、工事、施設等の供用を通じて省エネルギーや自動車走行量の削減を図り、二酸化炭素排出量を抑制するとともに、使用する原材料の生産や事業活動により間接的に生じる二酸化炭素の排出についても配慮すること。</p> <p>省エネ型設備や建物の断熱化、太陽光発電、コージェネレーションシステム等新エネルギーの導入により、環境負荷の軽減化、エネルギー資源の有効利用、省エネルギーを推進すること。</p> <p>二酸化炭素の吸収源としての緑の保全・育成に努めるとともに、伐採木や剪定枝葉等は、極力有効利用を図ること。</p> <p>メタン、代替フロン等その他の温室効果ガスの排出や使用を抑制すること。</p> <p>フロン等のオゾン層破壊物質を排出しないようにするとともに、フロン等を使用した製品の製造や流通に関わる者はその回収に努めること。</p> <p>工事の際の熱帯材型枠やその他外国産木材の使用削減に努めること。</p>
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	<p>河川や海域の水質保全のため、汚濁負荷の削減や汚水の適切な処理を行うこと。</p> <p>周辺の土地利用に配慮し、大気汚染、悪臭、騒音・振動等による周辺生活環境への影響を生じないような立地や事業内容とすること。</p> <p>工事及び事業活動に伴う自動車交通量の削減に努め、交通渋滞、交通混雑を生じないようにすること。</p> <p>工事に伴う大気汚染、騒音・振動は、工法や使用する工事機械の工夫により極力低減すること。</p> <p>有害物質の使用や発生を極力抑制するとともに、有害物質を保管する場合には、管理体制や防災対策を強化すること。</p> <p>緑地や自然の地表面の保全、透水性舗装の採用等、雨水を地下に浸透しやすくし、健全な水循環の確保に努めること。</p> <p>雨水や再生水利用施設の導入等、水の有効利用を推進すること。</p> <p>事業の計画、工事、施設等の供用を通じて、事業者は、廃棄物の排出抑制、減量化及び有効利用を図り、再生資源の積極的利用に努めること。</p>
人と自然とが共生する快適な環境づくり	<p>自然海岸その他自然性の高い地域、貴重な動植物の生息・生育環境、史跡・文化財・歴史的環境等の貴重な文化的資源に影響を及ぼさないように立地に配慮すること。</p> <p>良好な景勝地、人が自然とふれあう場、棚田その他環境保全機能の高い地域については、極力立地を避けるか、その機能の維持に充分留意した計画とすること。</p>

<p>人と自然とが共生する快適な環境づくり</p>	<p>大規模な地形改変は極力避け、土地災害の危険性を拡大するような計画は行わないこと。</p> <p>森林域への立地にあたっては、森林の果たす水源の確保、災害防止、二酸化炭素の吸収・固定等の公益的機能や動植物の生息基盤としての役割等に配慮し、その機能の低下をきたさない計画とすること。</p> <p>湿地帯や水田等に立地する場合には、これらの地域がそれまで有していた保水・遊水機能に留意し、十分な調整池の整備、透水性の確保等に努めること。</p> <p>やむを得ず良好な自然を改変する場合は、緑地、水辺、広場等を整備し、生物の生育・生息場所の確保、自然や生物とのふれあいの場の確保に努めること。</p> <p>緑の少ない地域においては、周辺の緑との連続性等に留意し、生物の生育・生息環境や景観に配慮した緑の形成に努めること。</p> <p>造成計画や工法の工夫等により、改変面積や土工量の低減を図ること。</p> <p>植栽等については、外来種の移入によって地域の生態系への影響を生じさせないように努めること。</p> <p>建築物や工作物は素材、形状、デザイン等に十分配慮し、周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>適正な工事計画、工事監理により、貴重な動植物等への騒音や濁水、光等の工事による影響を最小化すること。</p> <p>保存又は植栽した緑地は、地域特性や対象緑地の状況に応じて適切な管理を行うこと。</p> <p>水産資源の維持・増大や海洋環境の保全に大きな役割を果たしている浅海域の開発にあたっては、藻場や干潟等の減少や影響を極力避けるように努めること。</p>
<p>県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり</p>	<p>大規模事業では、公害防止や自然環境保全のための適切な管理目標を定め、環境保全上の支障を防止するとともに、その実効性を確保するため、環境モニタリングを行うこと。</p> <p>施設や緑地等の地域開放に努めること。</p> <p>事業者としての地域貢献や職員による環境保全活動を推進すること。</p> <p>情報の公開に努め、地域住民とのパートナーシップの形成を図ること。</p>

### 3 事業別配慮事項

開発事業区分を次のように分類し、類型化した事業別に配慮事項を示します。

事業系区分	主たる開発事業等の内容	環境からみた事業特性
住宅・商業・工業系事業 (住宅系)  (商業系)  (工業系)	住宅団地の造成、学校・幼稚園・病院等の建設  流通業務団地の造成、配送ターミナル・大規模店舗等の商業施設の建設  工業団地の造成、工場・事業場等の工業施設の建設	<p>土地の造成を伴う。これにより、自然環境全般への影響を生じるとともに、大気汚染、騒音・振動等を発生する可能性がある。</p> <p>開発の目的により、住宅系では自然とのふれあいや快適な環境の形成が、商業系では自動車交通公害対策や近隣の生活環境保全が、工業系では大気汚染、水質汚濁等の公害防止や有害物質対策、廃棄物対策等が特に重要である。</p>
農林水産業系事業  (農林業)  (水産業)	農用地の造成、農業用排水路の整備、林道の整備  養殖場の整備、水産加工場の立地	<p>これらは、自然性が高い地域で実施される可能性が高く、自然環境全般への影響の可能性がある。</p> <p>養殖業、水産加工場の一部は本県の特徴である海域及び海岸の優れた自然へ影響を及ぼす可能性があり、海域の水質に対する配慮が重要である。</p>
交通系事業	道路、鉄道、ヘリポート等の建設	<p>騒音や大気汚染等により、周辺生活環境へ影響を及ぼす可能性がある。道路や鉄道は、線状の開発により動物の生息環境の分断の可能性があると同時に、立地によっては大規模な自然環境の改変を伴う可能性がある。</p> <p>また、交通系事業は、二次的に周辺の都市化を誘発する可能性が高い。</p>
河川・湖沼・海岸系事業	河川改修、ダム等の建設、海岸の整備	<p>河川や海岸等の水辺は、本県の自然環境の非常に重要な要素であるとともに、人と自然とのふれあいの場としても重要であるが、これらの事業は、このような水辺に直接的に影響を与える可能性があるため整備にあたっては、水辺環境に対する配慮が重要である。</p>

埋立・干拓事業	埋立・干拓	貴重な生態系を形成し、かつ水質の浄化能力等を有する藻場や干潟等の浅海域に重大な影響を与える可能性がある。
電源開発系事業	発電所の建設、送電線の建設	大気汚染、地球温暖化、海域の生態系への影響等を生じる可能性がある。大気汚染については影響が他の事業に比べ広域に及ぶ。 (水力発電については、[ダム等の建設]を参照。) 送電線は景観や自然環境へ影響を及ぼす可能性がある。
資源採取系事業	鉱物・岩石・土砂(海砂を含む)等の採取、温泉の掘削	地形・地質、景観への影響、粉じん等による影響の可能性がある。 また、採取対象によっては、重金属等による水質、土壌等への影響の可能性がある。
廃棄物処理系事業 (水処理系) (焼却系) (埋立系)	し尿処理施設および下水道・集落排水処理施設等の設置 ごみ処理施設、産業廃棄物中間処理施設等の建設 最終処分場の建設	有害物質による大気、水質(地下水を含む)、土壌等への影響の可能性がある。また、エネルギー資源としての有効利用への配慮が求められる。 下水道処理施設等では、海域等の富栄養化への配慮が重要である。
レクリエーション系事業	ゴルフ場・運動施設・レジャー施設の建設、ホテル等の建設	自然性が高い地域への立地の可能性が高く、自然環境全般への影響の可能性があるとともに、汚水、廃棄物等の適正な処理が求められる。 また、利用者等による新たな交通が生じる可能性がある。

住宅・商業・工業系事業

【住宅系事業】

区 分	配 慮 事 項
地球環境保全をめざす社会の実現	省エネ型設備や住宅の断熱化等の省エネ対策を推進するとともに、太陽エネルギーの利用、再生水・雨水の利用、生ごみコンポスト化施設等の地球環境への負荷を低減する施設の組み込みに努めること。
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	都市計画や土地利用計画に留意し、特に工場周辺や幹線道路沿道等大気汚染、騒音・振動、悪臭等の影響を受ける恐れのある地域への立地は避けるよう努めること。 下水道が未整備の地域に立地する場合は、浄化槽、コミュニティ・プラント等の設置により、生活排水の適切な処理に努めること。 雨水や再生水利用施設の導入等、水の有効利用を推進すること。 緑地の確保や浸透ますの設置等により雨水の地下浸透に努めること。
人と自然とが共生する快適な環境づくり	良好な住環境を形成するため、地区計画等の手法により、十分な緑地の確保、ゆとりある敷地規模の確保、景観の向上に努めること。 既存の良好な森林や水辺を極力活用し、事業区域内に緑地、水辺、広場等を確保し、自然とのふれあいの場の創出に努めること。 斜面地の造成にあたっては、既存の地形に十分留意し、景観や防災等に配慮した計画とすること。
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	緑地の維持管理、住宅等の景観の維持、ごみの減量化等の環境保全について、入居者が責任を持って継承する体制を確立すること。

【商業系事業】

区 分	配 慮 事 項
地球環境保全をめざす社会の実現	<p>営業時間、販売方法(特に自動販売機)、照明、空調の見直し等による省エネルギーの推進を図るとともに、太陽光発電等地球環境への負荷を低減する施設の導入に努めること。</p> <p>製造から流通、消費、廃棄までを通じたエネルギー消費の少ない製品を積極的に取扱い、またその普及に努めること。</p> <p>冷媒用にフロンや代替フロンを使用している場合は、設備機器の廃棄にあたってフロン等が漏えいしないよう努めること。</p> <p>地球温暖化対策のため、二酸化炭素等の温室効果ガス排出抑制のための計画策定に努めること。</p>
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	<p>都市計画等に留意し、住宅地等地域住民の生活環境に著しい影響を与える立地を避けるよう努めること。</p> <p>来店車両や商品等の運搬車両による周辺地域への大気汚染、騒音等を生じないように、立地に配慮するとともに、立地規模等に応じて適正な規模の駐車場や荷捌き駐車施設の確保、商品等運搬車両の合理化、走行経路の適正化、シャトルバスの運行等の対策を講じること。</p> <p>廃棄物の減量化や再利用に関する流通上のシステム(販売方法、回収、再利用の仕組みづくり)の整備に努めること。</p> <p>生鮮食料品を扱う店舗や飲食店では、生ごみコンポスト化施設を導入するなど、業種に応じた廃棄物の減量化を図ること。</p> <p>駐車場の透水化、雨水の貯留・利用等、健全な水循環の確保に努めること。</p>
人と自然とが共生する快適な環境づくり	<p>地域の自然的、文化的特性を活かした良好な町並みの形成に努めること。特に広告物の数量、規模、形状、色彩、掲示場所等に配慮し、景観の維持に努めること。</p> <p>自然性が高い地域や農村地域における計画については、特に周辺景観との調和に配慮すること。</p>
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	<p>自らの環境負荷の把握や環境管理、従業員の環境教育等に取り組むこと。</p> <p>施設の開放、人的協力等により地域の環境保全活動への協力に努めること。</p>

【工業系事業】

区 分	配 慮 事 項
地球環境保全をめざす社会の実現	<p>廃熱利用や省エネルギー等、事業活動におけるエネルギーの効率的利用に努めること。</p> <p>製品の生産から流通、消費、廃棄までを通じたエネルギー消費が少ない製品の生産に努めること。</p> <p>地球温暖化対策のため、二酸化炭素等の温室効果ガス排出抑制のための計画策定に努めること。</p>
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	<p>都市計画に留意し、住宅地、学校、公園等の地域住民の日常生活の場や公共施設に隣接した立地を避けるよう努めること。</p> <p>大気汚染、騒音・振動、悪臭等の影響を防止するため、緩衝帯の確保、燃料等の転換、適切な処理施設の整備、低公害型・低負荷型の機器の使用等に努めること。</p> <p>資材運搬や通勤による交通渋滞や自動車交通公害を生じないよう、車両走行経路の適正化、資材運搬の合理化、駐車場や荷おろし場の確保、マイカー通勤の削減等に努めること。</p> <p>下流部の利水や生態系に留意し、必要に応じて高度処理を行うなどの適正な排水処理に努めるとともに、水の循環利用を図ること。</p> <p>廃棄物の減量化や再利用に努めるとともに、製品の生産から流通、消費、廃棄に至る資源の有効利用に配慮した生産を行うこと。</p> <p>有害物質による大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染等を未然に防止するため、有害物質の使用や発生抑制、管理体制や事故時の対応策の強化等を図るとともに、モニタリング調査の実施に努めること。</p>
人と自然とが共生する快適な環境づくり	<p>施設の周囲の緑化に努めること。</p> <p>大規模な壁面や多数の設備類等のデザイン上の工夫など、景観への配慮に努めること。</p>
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	<p>有害物質情報やモニタリング調査結果の情報公開を行うなど、地域住民とのパートナーシップの形成に努めること。</p> <p>自らの環境負荷の把握や環境管理、従業員の環境教育等に取り組むこと。</p> <p>施設の開放、人的協力等により地域の環境保全活動への協力に努めること。</p>

農林水産業系事業

【農林業】

区 分	配 慮 事 項
地球環境保全をめざす社会の実現	二酸化炭素吸収源としての森林の機能向上のため、森林の適正な管理と間伐材等の有効利用に努めること。
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	<p>畜産業については、糞尿の適正な処理等により水質汚濁や悪臭の防止に努めること。</p> <p>環境保全型農業を推進し、農薬や肥料の適正使用等により、水・土壌環境、生態系等への負荷の軽減に努めること。</p> <p>施設園芸用プラスチック等農業廃棄物の削減に努めるとともに、適正な処理を行うこと。また、畜産の糞尿等については、堆肥化等に取り組み、有効利用に努めること。</p>
人と自然とが共生する快適な環境づくり	<p>農用地の造成や森林の施設整備にあたっては、貴重な動植物等の生息・生育地への立地は避けるとともに、周辺の生態系や下流の水環境に影響を及ぼさないよう努めること。</p> <p>既存農地の基盤整備にあたっては、水路、ため池等における生き物の生息・生育環境の保全や健全な水循環の確保、田園景観の保全に努めること。</p> <p>林道整備については、動植物の生息・生育環境や景観等の周辺の自然環境の保全、山地災害の防止等に配慮したルート選定に努めること。</p>
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	農林業を通じた環境教育について、場の提供や指導、情報発信等に努めること。

【水産業】

区 分	配 慮 事 項
<p>環境への負荷の削減と循環型社会づくり</p>	<p>養殖等については、飼餌料の適正な使用等により、海域の水質の保全に努めること。                      水産加工場については、水質汚濁や悪臭の防止に努めること。                      水産加工に伴う残滓等の廃棄物の有効利用及び削減に努めるとともに、適正に処理すること。</p>
<p>人と自然とが共生する快適な環境づくり</p>	<p>養殖施設等の立地にあたっては、自然とのふれあいの場や優れた自然へ影響を及ぼすような漁場設定は避けるよう努めること。                      外来種の導入にあたっては、生物多様性の保全への影響が懸念されることから、その取り扱いについては、慎重に対応すること。</p>

交通系事業

【道路の建設】

区 分	配 慮 事 項
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化防止等の観点から、道路の整備や改良等により、交通の流れの円滑化を図るとともに、総合的な交通システムの構築等により自動車交通量の削減に資するよう配慮すること。
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	<p>幹線道路については、住宅地や農村集落、学校、病院等の地域住民の生活環境に著しい影響を与える可能性のある立地を避けるよう努めること。やむを得ず住宅地等を通過する場合には、緩衝施設の設置や道路構造の工夫等により、沿道への影響の回避に努めること。</p> <p>生活道路については、道路の構造や形状の工夫、適切な交通規制等により、新たな通過交通を発生させないように努めること。</p> <p>交差点や道路勾配の工夫等による交通量の円滑化、低騒音舗装、走行速度の規制等により、沿道の騒音・振動、大気汚染の低減に努めること。</p> <p>透水性舗装を導入することなどにより、地下水の確保に努めるとともに、雨水の集中的な排水を避けること。</p> <p>工事にあたっては、周辺の土地利用等に応じ、低騒音型機械等の使用、工事時間帯の工夫、適切な交通の誘導等により、騒音・振動等の影響の低減に努めるとともに、渋滞の防止や安全性の確保に努めること。特に住宅地内での工事には配慮をすること。</p>
人と自然とが共生する快適な環境づくり	<p>貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然とふれあう重要な場等の貴重な自然や、文化財等に影響を及ぼす立地を避けるよう努め、やむを得ない場合は、トンネル化、橋梁化等により影響の回避に努めること。</p> <p>山間部に道路を建設する場合には、長大な法面を生じないなど改変の少ないルートを選定し、周辺の自然環境への影響の最小化に努めるとともに、法面は周辺の植生の状況等を踏まえた緑化を図ること。</p> <p>自然性の高い地域にあっては、生息地の分断等による野生生物への影響を生じるおそれがあるため、動物の移動路の確保、動物事故の防止等に努めること。</p>

区 分	配 慮 事 項
人と自然とが共生する快適な環境づくり	<p>自然性の高い地域にあっては、工法や工事工程の工夫等により、工事中の騒音等による野生動物への影響の低減や、工事用道路その他の工事のための自然環境の改変の最小化に努めること。</p> <p>残土については、他の事業における有効活用を図るなど、処分に伴う新たな自然環境への影響を生じないようにすること。</p> <p>市街地等における幹線道路については、歩道や緑地帯を確保し、うるおいのある空間の形成と安全性の確保に努めること。</p>
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	<p>幹線道路等については、地域社会の分断を生じないように、ルート選定や立体交差等道路構造上の配慮を行うこと。</p>

【鉄道の建設】

区 分	配 慮 事 項
地球環境保全をめざす社会の実現	<p>地球温暖化防止等の観点から、総合的な交通システムの中で、自動車交通量削減に資するような整備及び運行に努めること。</p>
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	<p>住宅地や農村集落、学校、病院等の地域住民の生活環境に著しい影響を与える可能性のある立地を避けるよう努めること。やむを得ず住宅地等を通過する場合には、緩衝施設の設置や軌道の構造の工夫等により、沿道への影響の回避に努めること。</p> <p>低騒音型車両の導入等により騒音・振動の低減に努めること。</p>
人と自然とが共生する快適な環境づくり	<p>貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然とふれあう重要な場等の貴重な自然や、文化財等に影響を及ぼす立地を避けるよう努め、やむを得ない場合は、トンネル化、橋梁化等により影響の回避に努めること。</p> <p>自然性の高い地域にあっては、生息地の分断等による野生生物への影響を生じるおそれがあるため、動物の移動路の確保等に努めること。</p> <p>駅前には公共空間を確保するよう努め、駅及びその周辺部の整備について、まちの顔としてその地域らしさが現れるような景観上の配慮を行うこと。</p> <p>駅前には、駐車場を確保し、交通渋滞やそれに伴う公害が生じないように努めること。</p>

区 分	配 慮 事 項
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	地域社会の分断を生じないよう、ルートを選定や構造物の形式、連絡路の設置等に配慮すること。

【ヘリポート等の建設】

区 分	配 慮 事 項
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	<p>非常用・緊急用等を除き、住宅地や学校、病院等地域住民の生活環境に著しい影響を与える可能性のある立地を避けるよう努めるとともに、飛行時間や飛行ルートにも配慮すること。</p> <p>十分な緩衝施設帯の確保に努めること。</p> <p>低公害型・低負荷型の機種を導入や運行計画上の工夫により、騒音等の軽減に努めること。</p>
人と自然とが共生する快適な環境づくり	<p>貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然とふれあう重要な場等の貴重な自然や文化財等に影響を及ぼす立地を避けるよう努めること。</p> <p>自然性の高い地域にあっては、工事計画、飛行計画の工夫等により、騒音や光等による野生生物への影響の低減に努めること。</p>

河川・湖沼・海岸系事業

【河川等の改善】

区 分	配 慮 事 項
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	水辺の自然や水生生物を保全し、河川の持つ浄化機能の維持に努めること。
人と自然とが共生する快適な環境づくり	貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人と自然とふれあう重要な場等へ影響を及ぼす整備を避けるよう努め、やむを得ず改変する場合は、影響の低減や環境の再生に努めること。 堰、落差工等にあつては、河川の生態系を考慮した効果的な魚道の設置等に努めること。 都市域や農村地域においては、地域にうるおいを与える空間として、水辺の植生や親水性の確保、形成に努めるとともに、生物の生息・生育空間の積極的な保全、再生に努めること。
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	河川管理等への流域住民の参加、協力を促進するため、計画策定にあつての住民意見の反映、住民参加組織の結成等に努めること。 河川を活用した環境教育等の展開に努めること。

【ダム等の建設】

区 分	配 慮 事 項
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	下流域の自然環境や生活環境の保全に配慮した維持流量の確保に努めること。 ダム湖では、水の対流措置等により、湖水の富栄養化の防止に努めること。 ダム湖や放流水の水質測定等の必要なモニタリングに努めること。
人と自然とが共生する快適な環境づくり	建設にあつては、堤体、湛水、骨材等の採取、工事用道路等の整備による、貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然とふれあう重要な場等の自然環境の改変を極力最小化するような場所の選定に努めること。 ダム堤体、法面等については、周辺の景観に調和するよう配慮すること。 ダム湖周辺は、人と自然とのふれあいの場として重要であり、親水性が確保された施設や景観の形成に努めること。

区 分	配 慮 事 項
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	立地場所の選定にあたっては、湛水による生活環境や地域社会への影響を最小化するよう努めること。

【海岸の整備】

区 分	配 慮 事 項
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	堤防等の設置にあたっては、潮流の変化等によって周辺の水質の悪化を招かないように、その配置、形状に配慮すること。
人と自然とが共生する快適な環境づくり	<p>本県の優れた特性であり、県民の貴重な財産として、自然の海岸線、藻場干潟等海域の自然を将来に継承するよう、事業の必要性と実施方法を慎重に検討すること。</p> <p>防災上必要な整備を行う場合は、周辺の自然特性、生態系、重要な景観に配慮すること。</p> <p>海洋性レクリエーションや地域住民の憩いの場、伝統的行事、漁業活動等に利用されている資源を保全するとともに、これらの利用が行われる場での快適な環境の保全と利用の利便性確保等のため、海と後背地の一体化や景観に配慮すること。</p> <p>堤防、離岸堤等による潮流の変化等により、貴重な海岸地形や人が自然とふれあう重要な場等へ影響を及ぼさないよう、位置や形状等に配慮すること。</p>
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	<p>地域住民やレクリエーション利用者が集い、交流できるような場の形成に努めること。</p> <p>施設等の整備にあたっては、海岸や海域の自然の解説板を設置する等、利用者の環境教育に資するよう配慮すること。</p>

埋立・干拓事業

【埋立・干拓】

区 分	配 慮 事 項
<p>環境への負荷の削減と循環型社会づくり</p>	<p>水質の悪化や生物への影響を低減するため、埋立地、堤防等の位置や形状は、潮流が大きく変化することのないよう配慮すること。</p> <p>環境に影響の少ない工法の開発、推進に努めること。特に、工事中の浚渫、掘削、余水排水等による濁水影響の防止に努めること。また、野鳥の生息地等となっている場合は、繁殖や渡りの状況等を踏まえた工事計画とするなど、騒音その他の影響の防止に努めること。</p> <p>資材等の搬入方法の工夫、陸上の工事用車両の走行経路の工夫、適切な交通誘導等により、周辺生活環境への騒音等の影響の低減に努めるとともに、渋滞の防止や安全性の確保に努めること。</p> <p>埋立用の土砂は、有害物質等による汚染がないものであることを確認すること。</p> <p>埋立地の土地利用における環境配慮については、各々の事業別配慮指針によること。</p>
<p>人と自然とが共生する快適な環境づくり</p>	<p>水生生物や野鳥等貴重な動植物の生息・生育環境、自然海岸、自然とのふれあいの場、漁業資源等に影響を及ぼすような立地を避けるよう努め、やむを得ない場合は、影響をできるだけ最小化するよう努めること。</p> <p>将来の土地利用、施設配置等も含め、周辺景観との調和に努めること。</p> <p>護岸については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、自然性、親水性の高い水辺の形成に努めること。</p> <p>海水や海風の影響を踏まえ、水際の緑化に努めること。</p> <p>埋立用の土砂の確保については、自然環境への新たな影響を生じないように努めること。</p>
<p>県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり</p>	<p>地域住民やレクリエーション利用者が集い、交流できるような場の形成に努めること。</p> <p>海岸や海域の自然の解説板の設置等については、利用者の環境教育に資するよう配慮すること。</p>

電源開発系事業

【発電所及び送電施設の建設】

区 分	配 慮 事 項
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化防止や安全性に配慮した発電計画を検討すること。 節電やエネルギーの有効活用等について、普及・啓発に努めること。
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	都市計画等に留意し、住宅地等地域住民の生活環境に著しい影響を与える立地を避けるよう努めること。 大気汚染の防止に配慮した燃料の選定を行うこと。発電所の稼働に伴う大気汚染、騒音・振動等の影響を最小限に防止するため、施設周辺の緩衝帯の確保、適切な処理、低公害型・低負荷型の機器の使用等に努めること。 発電に伴って生ずる温排水については、エネルギー回収に努めるとともに、海水温や潮流に著しい変化を生じないように努めること。 送電線等設備の補修に伴って、発生した廃棄物の再資源化に努めること。 石炭粉じんの飛散防止及び発電に伴って生じる石炭灰の有効活用を行うこと。
人と自然とが共生する快適な環境づくり	水生生物や野鳥等貴重な動植物の生息・生育環境、自然海岸、自然とのふれあいの場等に影響を及ぼすような立地を避けるよう努め、やむを得ない場合は、影響をできるだけ最小化するよう努めること。 煙突、建屋等の配置、高さ、形状、色彩等については、周辺の景観との調和に配慮すること。 送電線については、自然環境や山並み等の景観及び生活環境の保全に配慮したルート・構造を選定するよう努めるとともに、鳥類等の野生生物の生息環境に配慮すること。 送電線については、自然性の高い地域を通過する場合は、工法や工事工程の工夫等により、工事騒音等による野生生物への影響の低減や、工事用道路その他工事のための自然環境の改変の最小化に努めること。
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	環境のモニタリング等を行い、情報の公開に努めること。 施設の開放等により地域の環境保全活動に協力すること。

資源採取系事業

【鉱物・岩石・土砂(海砂を含む)等の採取】

区 分	配 慮 事 項
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	<p>資源採取に伴う粉じんの飛散防止や廃棄物の適正な処理を行うこと。</p> <p>鉱山等については、鉱場からの表流水、浸出水及び排水を適切に処理し、有害物質等による下流の利水、生態系等への影響の防止に努めるとともに、閉山後の適正な管理又は処理に努めること。</p> <p>運搬車両や工事機械による大気汚染、騒音・振動等の公害を防止するため、走行経路の工夫、低公害型・低負荷型の機械の使用等に努めること。</p>
人と自然とが共生する快適な環境づくり	<p>貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然とふれあう重要な場等への影響を避けるよう努めること。</p> <p>特に、展望台、幹線道路等の眺望地点からの景観を著しく阻害するような場所における採取は避けるよう努めること。</p> <p>景観保全と裸地化による濁水の発生の未然防止のため、速やかな緑化に努めること。</p>
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	<p>環境のモニタリング等を行い、情報の公開に努めること。</p>

【温泉の掘削】

区 分	配 慮 事 項
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	<p>採取に伴う地下水位の著しい低下や地盤沈下の未然防止のため、十分な事前調査を行い、採取位置、採取量、採取方法等に配慮すること。</p> <p>掘削及び汲み上げに伴う排水、濁水の流出防止に努めるとともに、工事機械による大気汚染、騒音・振動等の防止に努めること。</p>
人と自然とが共生する快適な環境づくり	<p>掘削位置の選定にあたっては、貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然とふれあう重要な場等への影響を避けるよう努めること。</p> <p>工事機械の騒音等による野生生物への影響を低減するため、生息状況に応じた工事時期の設定、低騒音型の機械の使用等に努めること。</p>

廃棄物処理系事業

【し尿処理施設・下水道・集落排水処理施設等の設置】

区 分	配 慮 事 項
地球環境保全をめざす社会の実現	総合的なエネルギー消費や環境への負荷を考慮した処理計画とすること。 処理方法の工夫等によるメタンの回収・有効利用等に努めること。
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	窒素、燐の除去に取り組むよう努めること。特に、閉鎖性水域に処理水が流入する場合、高度処理等負荷の軽減に努めること。 汚泥の有効利用、再生利用に努めること。 下水道の整備にあたっては、地域の健全な水循環に配慮し、人口分布の状況等地域特性に応じた、適切な処理施設・再生水利用施設の整備に努めること。
人と自然とが共生する快適な環境づくり	貴重な動植物の生息・生育環境に影響を与えるような立地を避けるよう努めること。 周辺の緑化に努めること。 地域特性に応じて、処理水を活用したせせらぎの再生・整備等に努めること。
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	施設場内に緑地を整備すること等により、地域の環境形成に貢献するとともに、施設の開放等により水環境保全のための普及・啓発に努めること。

【ごみ焼却施設、産業廃棄物中間処理施設の建設】

区 分	配 慮 事 項
地球環境保全をめざす社会の実現	<p>ごみ発電や地域冷暖房等のエネルギーの有効利用に努めること。</p> <p>廃棄物の収集、処分等に伴い発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が最小となるような処理に努めること。</p>
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	<p>都市計画等に留意し、住宅地、学校、病院等地域住民の生活環境に著しい影響を与える可能性のある立地を避けるよう努めること。</p> <p>処理施設からの大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、水質汚濁等の未然防止のため、十分な防止設備を整備すること。</p> <p>適正な維持管理を行い、ダイオキシン類等有害物質の発生を抑制すること。</p> <p>廃棄物の収集運搬過程での飛散や悪臭、運搬による大気汚染、騒音・振動等の未然防止に努めること。</p> <p>廃棄物の最終処分量を削減するため、焼却灰のセメントや各種土木材料等としての再生利用又は熔融処理に努めるとともに、熔融固化物は有効利用に努めること。</p>
人と自然とが共生する快適な環境づくり	<p>貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、自然とのふれあいの場等への立地を避けるよう努めること。</p> <p>煙突、建屋等は周辺の景観に調和するよう、配置、高さ、形状、色彩等に配慮すること。</p> <p>景観の保全と良好な生活環境の保全を図るため、緩衝地帯を設置し、施設の周辺の緑化に努めること。</p>
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	<p>環境のモニタリング等を行うとともに、処理している廃棄物に関する情報やモニタリング結果の情報公開に努めること。</p> <p>施設の開放やリサイクルプラザの設置等により、ごみの減量化やリサイクル等に関する普及・啓発に努めること。</p>

【最終処分場の建設】

区 分	配 慮 事 項
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化防止と火災等の防止のため、メタンの回収、有効活用に努めること。 廃棄物の収集、処分等に伴い発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が最小となるよう努めること。
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	水道水源や農業用水等、人の健康や生活環境に著しい影響を及ぼす区域への立地は行わないこと。 有害物質による水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染、悪臭等の未然防止のため、適切な構造を採用するとともに、処理設備等を整備すること。また、事故時等を想定した安全対策や問題が生じた場合の対応策について、予め明らかにしておくこと。 廃棄物の収集運搬過程での飛散や悪臭、運搬車による大気汚染、騒音・振動等の未然防止に努めること。 廃棄物の埋立にあたっては、廃棄物の種類、埋立方法等の管理を徹底すること。 計画段階から、閉鎖後の管理や跡地利用を十分に考慮すること。 廃棄物の排出抑制・再資源化を推進し、処分量の減量化に努め、処分場の延命化を図ること。
人と自然とが共生する快適な環境づくり	自然性の高い湿地や干潟、貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然とふれあう場等に影響を及ぼす立地を避けるよう努めること。 景観の保全と良好な生活環境の保全を図るため、周辺の緑化に努めること。 計画段階から、跡地の利用等を十分に考慮し、周辺の自然環境と調和した自然の復元、ふれあいの場の形成等に配慮すること。
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	環境のモニタリング等を行うとともに、処理している廃棄物に関する情報やモニタリング結果の情報公開に努めること。 跡地利用については、地域のよりよい環境形成等に資するものとするよう努めること。

## レクリエーション系事業

【ゴルフ場・運動施設・レジャー施設の建設・ホテル等の建設】

区 分	配 慮 事 項
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化防止のため、施設の管理運営、廃棄物の処理、利用者のアクセス等、総合的に二酸化炭素排出量を最小化するよう努めること。
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	<p>高度処理施設を含めた適切な污水处理施設の整備に努めること。</p> <p>舗装を極力避けるなど水循環に配慮すること。</p> <p>廃棄物の減量化と適切な処理を行うとともに、利用者等による周辺地域へのごみの散乱防止に努めること。</p> <p>アクセス道路の交通渋滞や沿道の大気汚染、騒音振動等の公害を生じないよう、周辺施設整備やアクセス経路の確保に努めること。</p> <p>施設における放送、照明等により周辺の生活環境や野生生物に影響を与えないよう配慮すること。</p> <p>ゴルフ場等農薬を大量に使用するような施設は、水道水源や農業用水等、人の健康や生活環境に著しい影響を及ぼす立地を避けるよう努めること。</p>
人と自然とが共生する快適な環境づくり	<p>周辺の自然資源を十分活用し、これらと調和した事業計画とするとともに、貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然とふれあう場等に影響を及ぼす立地を避けるよう努めること。この場合、施設整備のみならず、それに伴う周辺への人の入り込みによる影響についても配慮すること。</p> <p>森林域への立地にあたっては、森林の果たす水源の確保、災害防止、二酸化炭素の吸収・固定等の公益的機能や動植物の生息基盤としての役割等に配慮し、その機能の低下をきたさない計画とすること。</p> <p>尾根部や目立ちやすい場所への立地は避けるよう努めるとともに、斜面や外周部の樹林等は極力保全するよう努めること。</p> <p>建築物・工作物等については、地域のランドマークとなる山等の眺望を阻害しないよう、配置、高さ、規模等に配慮するとともに、周辺景観と調和した形態、色彩等に配慮すること。</p> <p>工法や工事工程の工夫等により、工事騒音等による野生生物への影響の低減や、工事のための自然環境の改変の最小化に努めること。</p> <p>施設周辺やアクセス道路沿線における広告物については、周辺景観と調和するよう配置、規模、個数、形態、色彩等に配慮すること。</p>

区 分	配 慮 事 項
<p>県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり</p>	<p>自然との豊かなふれあいや環境教育に資するような施設とするよう配慮すること。  地域の生産活動や地域住民の自然とのふれあいに支障をきたさないようにするとともに、経済的な地域の活性化、地域住民と利用者の交流等に配慮すること。</p>